

(証券コード 2266)

2024年3月7日

株 主 各 位

神戸市中央区坂口通一丁目3番13号

六甲バター株式会社

代表取締役社長兼CEO 塚 本 浩 康

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第100回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスして、「第100回定時株主総会招集ご通知」をご選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.qbb.co.jp/ir/meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」をご選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内をご参照いただき、2024年3月27日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

ご来場の株主様にお配りしておりましたお土産は廃止させていただきました。
何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 2024年3月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区港島中町六丁目10番1号
神戸ポートピアホテル 南館1階大輪田の間
(ご来場の際は末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 第100期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）
事業報告および計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第3号議案** 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイト
にその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきますのでご了承ください。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求を
いただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
- ②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがいまして、当該書面に記載している事業報告および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等
委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

今後の状況により本総会の運営に変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト
にてお知らせいたします。

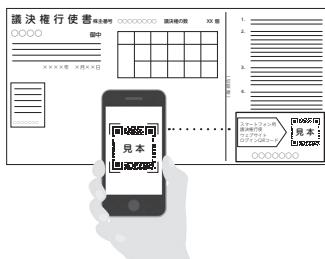
【当社ウェブサイト】 <https://www.qbb.co.jp/>

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

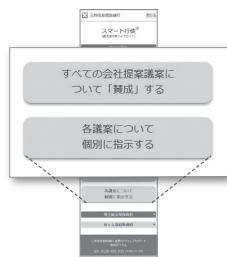
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

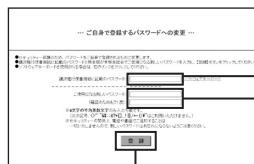
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類へ移行されたことに加えて、雇用や所得環境の改善が見られたことから経済活動は回復基調となりました。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化やイスラエル情勢等の影響によるエネルギー価格や原材料価格が高値で推移していることに加えて、不安定な為替の変動等により、景気の先行きは依然不透明な状況となりました。

食品業界ならびに当社の主力分野であるチーズ業界におきましては、海外からの入国制限が緩和されたことから外食産業向け需要が堅調に推移いたしました。一方で、物価上昇等の影響から消費者の節約志向が高まる状況となりました。

このような市場環境のもと、当社といたしましては、チーズ製品の価格改定等を実施するとともに需要喚起の対策に取り組んできました。さらに、原材料の安定調達に尽力するとともに、経費の削減、販売の促進および生産能力の増強と生産効率の向上を目指し、全生産ラインの安定稼働に引き続き努めました。

これらの結果、外食産業向け需要が回復基調であったことから主に業務用チーズ製品等の販売が増加したことにより、売上高につきましては、442億9千6百万円（前年同期比105.7%）となりました。営業利益は、原材料価格の高騰に加えて、為替の変動による原価上昇等の影響を受けたものの、主に増収やチーズ製品の価格改定効果等により6億2千6百万円（前年同期比181.2%）となり、経常利益は6億5千2百万円（前年同期比181.6%）、当期純利益は、4億4千6百万円（前年同期比202.9%）となりました。

部門別の営業内容につきましては、次のとおりであります。

チーズ部門におきましては、家庭用のベビーチーズ製品および業務用チーズ製品等の販売が増加したことにより、売上高は423億5千8百万円（前年同期比108.8%）となりました。

ナッツ部門におきましては、売上高は6億1千2百万円（前年同期比96.0%）となりました。

チョコレート部門におきましては、売上高は10億8千万円（前年同期比48.8%）となりました。

その他部門におきましては、売上高は2億4千4百万円（前年同期比198.8%）となりました。

当社の部門別売上高を取りまとめて表示いたしますと次のとおりであります。
 <部門別売上高>

| 部 門 | 金 額 | 構 成 比 | 前事業年度比増減率 |
|-------------|-----------|--------|-----------|
| チ ー ズ | 42,358百万円 | 95.6% | 8.8% |
| ナ ッ ツ | 612百万円 | 1.4% | △4.0% |
| チ ョ コ レ ー ト | 1,080百万円 | 2.4% | △51.2% |
| そ の 他 | 244百万円 | 0.6% | 98.8% |
| 合 計 | 44,296百万円 | 100.0% | 5.7% |

(2) 設備投資および資金調達の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は4億3千2百万円で、その主なものは神戸工場におけるチーズ製造設備であります。

上記設備資金は、自己資金により充当いたしました。

(3) 財産および損益の状況

| 区 分 | 第 97 期 (2020年12月期) | 第 98 期 (2021年12月期) | 第 99 期 (2022年12月期) | 第 100 期(当期) (2023年12月期) |
|----------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 54,948 | 55,073 | 41,924 | 44,296 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 1,667 | 2,232 | 359 | 652 |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 956 | 2,271 | 219 | 446 |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円) | 49.11 | 116.59 | 11.29 | 22.91 |
| 総 資 産 (百万円) | 56,995 | 54,209 | 51,421 | 50,985 |
| 純 資 産 (百万円) | 27,744 | 29,696 | 29,233 | 30,096 |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額 (円) | 1,423.99 | 1,524.18 | 1,500.41 | 1,544.75 |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第99期の期首から適用しており、第99期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(4) 対処すべき課題

当社は、「健康で、明るく、楽しい食文化の提供によって社会に貢献する」という経営理念の実践のため、「開発先導型活力企業」ならびに「高収益安定企業」を目指して活動しております。

「開発先導型活力企業」としては、変化する時代の先を見越した製品を開発・発売することにより新しい価値の創造に挑戦してまいります。

「高収益安定企業」としては、当社ではアメーバ経営を推進しており、細分化された組織ごとに主体的に採算向上に取り組み、それぞれのアメーバリーダーに“経営”させることで経営感覚を持つ人材を育成しております。また、六甲バターフィロソフィを実践・深耕することで意識のベクトルを合わせて全員参加による経営を目指しております。

わが国経済は、雇用や所得環境の改善が見られるものの、地政学リスクや天候等による物価上昇の影響に加えて、為替の動向等による企業業績の下振れリスクなど景気の先行きは依然不透明な状況が見込まれます。

乳製品業界におきましては、中国の乳製品需要が低調で推移していることから乳製品価格は下落傾向となりました。しかしながら、食品など生活必需品の相次ぐ値上げによる物価上昇等から消費の停滞が懸念されます。

このような市場環境のもと、当社といたしましては、食品メーカーとして最も基本である食の安全・安心の確保を最優先とし、既存事業の拡大と新規事業の成長・投資戦略を推進するとともに人材の育成や職場の環境を充実することにより従業員の満足度の向上に努めてまいります。さらに、「プライム市場」上場における持続的なコーポレート・ガバナンスの強化と生産能力の増強と生産効率の向上を目指し、全生産ラインの安定稼働およびサステナビリティ活動に引き続き取り組んでまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容** (2023年12月31日現在)

当社の主な事業内容は、チーズの製造販売、ナッツ等の食品の販売であります。

(6) **主要な事業所** (2023年12月31日現在)

本 社 神戸市中央区坂口通一丁目3番13号
支 店 東 京：東京都中央区
大 阪：大阪市淀川区
名古屋：名古屋市中区
営業所 東 北：仙台市宮城野区
関東北：群馬県高崎市
福 岡：福岡市博多区
工 場 神 戸：神戸市西区
長 野：長野県佐久市

(7) **使用人の状況** (2023年12月31日現在)

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 452名 | 4名増 | 39.2歳 | 14.7年 |

(注) 上記には嘱託25名、臨時雇用者271名は含まれておりません。

(8) **主要な借入先の状況** (2023年12月31日現在)

| 借 入 先 | 借 入 金 残 高 |
|--------------|-----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 4,000百万円 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 2,000百万円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 1,100百万円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 900百万円 |

2. 会社の株式に関する事項 (2023年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 21,452,125株
- (3) 株主数 7,562名
- (4) 大株主(上位10名)

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|-----------------------|---------|---------|
| 三 菱 商 事 株 式 会 社 | 3,218千株 | 16.52% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 1,113千株 | 5.72% |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 972千株 | 4.99% |
| Q B B 持 株 会 | 865千株 | 4.44% |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 853千株 | 4.38% |
| 株 式 会 社 メ イ ワ パ ッ ク ス | 428千株 | 2.20% |
| 住友生命保険相互会社 | 398千株 | 2.04% |
| エムエステイ保険サービス株式会社 | 390千株 | 2.00% |
| 今 津 龍 三 | 368千株 | 1.89% |
| 六 甲 バ タ ー 労 働 組 合 | 364千株 | 1.87% |

(注) 持株比率は、自己株式1,968,934株を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2023年12月31日現在)

| 地 位 | 氏 名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|------------------|------|--|
| 代表取締役会長 | 三宅宏和 | |
| 代表取締役社長兼CEO | 塚本浩康 | |
| 取締役常務執行役員 | 中村行男 | 生産本部長兼神戸工場長 |
| 取締役常務執行役員 | 斎藤保典 | 営業本部長 |
| 取締役 | 塚本哲夫 | 相談役 塚本産業有限会社代表取締役社長 |
| 取締役 | 佐藤容子 | 佐藤法律事務所所属弁護士 |
| 取締役 | 浦田寛之 | 三菱商事株式会社農畜産本部長 |
| 取締役 (常勤監査等委員) | 國宗勝彦 | |
| 取締役 (監査等委員) | 今津龍三 | 今津株式会社代表取締役社長 |
| 取締役 (監査等委員) | 早川芳夫 | 早川会計事務所代表 学校法人大阪成蹊学園監事 上新電機株式会社社外監査役 |

- (注) 1. 当社は、2023年3月29日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役佐藤容子氏および浦田寛之氏ならびに取締役（監査等委員）今津龍三氏および早川芳夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）早川芳夫氏につきましては、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、國宗勝彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 取締役佐藤容子氏ならびに取締役（監査等委員）今津龍三氏および早川芳夫氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む）等に起因して、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約より填補することとしております。当該保険契約の被保険者は取締役であります。
7. 取締役山崎仁司氏は、2023年2月13日に逝去により退任いたしました。
8. 取締役笹井研二氏、丸山泰次氏、永田勝久氏および後藤毅浩氏は、2023年3月29日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
9. 当事業年度中に取締役および監査役の地位、担当および重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

| 氏名 | 地位、担当および重要な兼職の状況 | | |
|------|---|--|-------------|
| | 変更前 | 変更後 | 異動年月日 |
| 塚本浩康 | 代表取締役 取締役社長 | 代表取締役 取締役社長兼CEO | 2023年3月29日付 |
| 中村行男 | 常務取締役生産開発統括本部長 兼開発本部長 兼神戸工場長 | 常務取締役生産本部長 兼神戸工場長 | 2023年1月1日付 |
| | 常務取締役生産本部長 兼神戸工場長 | 取締役常務執行役員生産本部長 兼神戸工場長 | 2023年3月29日付 |
| 斎藤保典 | 常務取締役営業本部長 | 取締役常務執行役員営業本部長 | 2023年3月29日付 |
| 浦田寛之 | 取締役 三菱商事株式会社畜産酪農部長 日本KFCホールディングス株式会社取締役 Indiana Packers Corporation(Director) ジャパンファームホールディングス株式会社取締役 | 取締役 三菱商事株式会社畜産酪農部長 日本KFCホールディングス株式会社取締役 ジャパンファームホールディングス株式会社取締役 | 2023年3月31日付 |
| 浦田寛之 | 取締役 三菱商事株式会社畜産酪農部長 日本KFCホールディングス株式会社取締役 ジャパンファームホールディングス株式会社取締役 | 取締役 三菱商事株式会社農畜産本部長 日本KFCホールディングス株式会社取締役 | 2023年4月1日付 |
| 浦田寛之 | 取締役 三菱商事株式会社農畜産本部長 日本KFCホールディングス株式会社取締役 | 取締役 三菱商事株式会社農畜産本部長 | 2023年6月20日付 |
| 國宗勝彦 | 常勤監査役 | 取締役（常勤監査等委員） | 2023年3月29日付 |
| 今津龍三 | 監査役 今津株式会社代表取締役社長 | 取締役（監査等委員） 今津株式会社代表取締役社長 | 2023年3月29日付 |
| 早川芳夫 | 監査役 早川会計事務所代表 学校法人大阪成蹊学園監事 上新電機株式会社社外監査役 | 取締役（監査等委員） 早川会計事務所代表 学校法人大阪成蹊学園監事 上新電機株式会社社外監査役 | 2023年3月29日付 |

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(2) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2023年3月29日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

【当事業年度末日現在の取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項】

1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2023年3月29日開催の取締役会において、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会の答申を経た上で、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬等の内容についての決定方針を決議しております。当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることとしております。具体的には、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬により構成しております。

・基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定することとしております。

・業績連動報酬の内容および額の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため各事業年度の売上高および経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて賞与として毎年、一定の時期に支給することとしております。なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の実績は「1. (3)財産および損益の状況」に記載のとおりです。

・基本報酬および業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等の種類ごとの報酬割合については、具体的な割合は定めておりませんが、事業年度ごとの業績、環境の変化に応じて総合的に勘案し、上位の役位ほど業績連動報酬のウエイトを高める配分としております。なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会の答申を経たうえで決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会は、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長三宅宏和がその具体的な内容の決定について委任を受け、決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重することとしております。なお、当社取締役会が、代表取締役会長三宅宏和に対して委任をいたしましたの

は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門の業績と当該取締役の貢献度を評価して当該取締役へ支給する各報酬ごとの具体的金額をそれぞれ決定するにおいては代表取締役会長が最も適していると判断したためであります。

3) 役員報酬等についての株主総会決議に関する事項

監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2023年3月29日開催の第99回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち、社外取締役20百万円以内、ただし、使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（うち、社外取締役は2名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

【変更前の取締役および監査役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項】

1) 役員報酬等の内容の決定方針に関する事項

当社は2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を決議しております。当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることとしております。具体的には、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬により構成しております。

・基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定することとしております。

・業績連動報酬の内容および額の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため各事業年度の売上高および経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて賞与として毎年、一定の時期に支給することとしております。なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の実績は「1. (3)財産および損益の状況」に記載のとおりです。

・基本報酬および業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等の種類ごとの報酬割合については、具体的な割合は定めておりませんが、事業年度ごとの業績、環境の変化に応じて総合的に勘案し、上位の役位ほど業績連動報酬のウエイトを高める配分としております。なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、独立社外取締役および監査役の同意を得た上で決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会は決定方針に沿うものであると判断しております。

2) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長三宅宏和がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、当該決定方針を勘案し、検討のうえ各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。なお、当社取締役会が、代表取締役会長三宅宏和に対して委任をいたしましたのは、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門の業績と当該取締役の貢献度を評価して当該取締役へ支給する各報酬ごとの具体的金額をそれぞれ決定するにおいては代表取締役会長が最も適していると判断したためであります。

3) 役員報酬等についての株主総会決議に関する事項

2012年3月29日開催の第88回定時株主総会において取締役の報酬限度額は、年額250百万円以内（うち、社外取締役10百万円以内、ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち、社外取締役は1名）です。また、2006年3月30日開催の第82回定時株主総会において監査役の報酬限度額は、年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。

② 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分 | 報酬等の総額 | 報酬等の種類別の総額 | | 対象となる 役員の員数 |
|----------------------------|-------------------|-------------------|----------------|----------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬 | |
| 取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役） | 165百万円 （5百万円） | 165百万円 （5百万円） | －百万円 （－百万円） | 12名 （3名） |
| 取締役（監査等委員） （うち社外取締役） | 14百万円 （4百万円） | 14百万円 （4百万円） | －百万円 （－百万円） | 3名 （2名） |
| 監査役 （うち社外監査役） | 5百万円 （1百万円） | 5百万円 （1百万円） | －百万円 （－百万円） | 3名 （2名） |
| 合 計 （うち社外役員） | 186百万円 （11百万円） | 186百万円 （11百万円） | －百万円 （－百万円） | 15名 （5名） |

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与9百万円は含まれておりません。

2. 上記には2023年2月13日に逝去により退任した取締役1名（うち社外取締役1名）および2023年3月29日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名を含んでおります。

3. 当社は、2023年3月29日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、監査役に対する支給額は、監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役に対する支給額は、監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先と当社との関係

- ・取締役佐藤容子氏は、佐藤法律事務所所属の弁護士であります。同法律事務所は、当社との間に特別の関係はありません。
- ・取締役浦田寛之氏は、三菱商事株式会社の農畜産本部長であります。同社は、当社の筆頭株主で主要な取引先であります。
- ・取締役（監査等委員）今津龍三氏は、今津株式会社代表取締役社長であります。同社は、当社との間に製品販売の取引関係があります。
- ・取締役（監査等委員）早川芳夫氏は、早川会計事務所の代表であります。同会計事務所およびその他の兼職先は、当社との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 出席状況、発言状況および果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 |
|----------------|------|---|
| 取締役 | 佐藤容子 | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、弁護士としての専門的見地から取締役会では法務関係等について必要な発言を適宜行っております。 |
| 取締役 | 浦田寛之 | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席し、国内外の食料・食品業界の幅広い情報等を活かし取締役会ではグローバルかつ客観的な視点から当社の持続的成長と企業価値向上について必要な発言を適宜行っております。 |
| 取締役 (監査等委員) | 今津龍三 | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち監査役として3回、監査等委員として10回に出席、監査役会3回のうち3回に出席、監査等委員会9回のうち8回に出席し、経営者としての見地から企業経営等の分野における豊富な経験に基づき取締役会、監査役会および監査等委員会において財務・会計、リスクマネジメント等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 取締役 (監査等委員) | 早川芳夫 | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち監査役として3回、監査等委員として11回に出席、監査役会3回のうち2回に出席、監査等委員会9回のうち9回に出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会、監査役会および監査等委員会において財務および会計に関する見識を活かし、当社の経営に対する適切な監査を実施するための必要な発言を適宜行っております。 |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人でありましたEY新日本有限責任監査法人は、2023年3月29日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

| | |
|---------------------------|-------|
| ①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 29百万円 |
| ②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについての必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 上記報酬以外に前任監査人であるEY新日本有限責任監査法人に対して引継ぎ業務に係る報酬1百万円を支払っております。

(3) 解任、不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当した場合、会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合には、当該会計監査人の解任又は不再任について検討し、解任又は不再任が妥当と認められた場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(4) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

①処分対象

太陽有限責任監査法人

②処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

③処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表
(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------|-------------------|------------------|-------------------|
| 資産の部 | | 負債の部 | |
| 流動資産 | 24,738,945 | 流動負債 | 16,045,219 |
| 現金及び預金 | 6,327,601 | 電子記録債権 | 12,875 |
| 電子記録債権 | 248,863 | 買掛金 | 5,026,436 |
| 売掛金 | 13,022,456 | 短期借入金 | 5,000,000 |
| 商品及び製品 | 2,404,502 | リース債権 | 13,320 |
| 原材料 | 2,089,781 | 未払金 | 159,286 |
| 仕掛品 | 147,613 | 未払法人税等 | 251,367 |
| 前払費用 | 121,710 | 未払消費税等 | 46,521 |
| 短期貸付金 | 729 | 未払費用 | 5,246,722 |
| 未収入金 | 346,058 | 設備関係電子記録債権 | 38,334 |
| その他の金 | 31,727 | 預り金 | 130,772 |
| 貸倒引当金 | △2,100 | 株主優待引当金 | 9,100 |
| 固定資産 | 26,246,685 | その他の金 | 110,481 |
| 有形固定資産 | (21,012,692) | 固定負債 | 4,843,765 |
| 建物 | 10,496,945 | リース債権 | 144,306 |
| 構築物 | 288,194 | 退職給付引当金 | 1,344,011 |
| 機械装置 | 6,005,025 | 長期借入金 | 3,000,000 |
| 車両運搬具 | 4,182 | 長期未払金 | 257,577 |
| 工具器具備品 | 82,959 | 繰延税金負債 | 88,707 |
| 土地 | 3,691,198 | その他の金 | 9,162 |
| 建設仮勘定 | 444,186 | 負債合計 | 20,888,984 |
| 無形固定資産 | (141,300) | 純資産の部 | |
| 電話加入権 | 11,091 | 株主資本 | 28,889,008 |
| 商標権 | 14,524 | 資本金 | (2,843,203) |
| 施設利用権 | 7,951 | 資本剰余金 | (2,522,897) |
| ソフトウェア | 52,917 | 資本準備金 | 800,000 |
| ソフトウェア仮勘定 | 54,815 | その他資本剰余金 | 1,722,897 |
| 投資その他の資産 | (5,092,692) | 利益剰余金 | (25,840,204) |
| 投資有価証券 | 2,508,288 | その他利益剰余金 | 25,840,204 |
| 関係会社株式 | 599,784 | 固定資産圧縮積立金 | 1,317,001 |
| 関係会社出資金 | 33,620 | 別途積立金 | 19,100,000 |
| 長期貸付金 | 703 | 繰越利益剰余金 | 5,423,203 |
| 長期預金 | 300,000 | 自己株式 | (△2,317,296) |
| 長期未収入金 | 420,120 | 評価・換算差額等 | 1,207,637 |
| 長期前払費用 | 116,856 | その他有価証券評価差額金 | 1,174,113 |
| 前払年金費用 | 1,059,760 | 繰延ヘッジ損益 | 33,524 |
| その他の金 | 67,152 | 純資産合計 | 30,096,646 |
| 貸倒引当金 | △13,595 | 負債及び純資産合計 | 50,985,631 |
| 資産合計 | 50,985,631 | | |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てております。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 額 |
|-----------------|----------|------------------|
| 売上高 | | 44,296,190 |
| 売上原価 | | 37,589,695 |
| 売上総利益 | | 6,706,495 |
| 販売費及び一般管理費 | | 6,079,919 |
| 営業利益 | | 626,575 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 31,749 | |
| 有価証券利息 | 32,726 | |
| 受取配当金 | 56,164 | |
| 為替差益 | 61,595 | |
| 資材売却益 | 4,244 | |
| その他 | 26,082 | 212,564 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 20,599 | |
| 支払手数料 | 21,858 | |
| 遊休資産費用 | 47,852 | |
| 関係会社支援費用 | 85,365 | |
| その他 | 11,083 | 186,758 |
| 経常利益 | | 652,381 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 3,746 | 3,746 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産廃棄損 | 430 | |
| 事業整理損 | 43,878 | 44,308 |
| 税引前当期純利益 | | 611,819 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 265,700 | |
| 法人税等調整額 | △100,186 | 165,513 |
| 当期純利益 | | 446,306 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てております。

独立監査人の監査報告書

2024年2月19日

六甲バター株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 児玉秀康 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 吉永竜也 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、六甲バター株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及び附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

なお、監査等委員会設置会社に移行する前の2023年1月1日から2023年3月29日（定時株主総会終結時）までの監査については、当時の各監査役が実施した監査内容を引き継ぎ、その内容を確認のうえ当事業年度の監査報告といたしております。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月21日

六甲バター株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 國 宗 勝 彦 ㊞
監査等委員 今 津 龍 三 ㊞
監査等委員 早 川 芳 夫 ㊞

(注) 監査等委員今津龍三及び早川芳夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、今後の企業体質の強化および利益確保のために内部留保を充実させながら、安定的な配当を継続することが配当政策上最重要課題と考えており、期末配当を以下のとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金25円（普通配当20円、第100期記念配当5円）
総額 487,079,775円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年3月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|-------|--|--|------------|
| 1 | み やけ ひろ かず 三宅宏和 (1952年11月6日生) | 1976年4月 当社入社 2005年4月 当社生産管理グループ長 2007年1月 当社生産管理グループ長兼生産グループ長 2007年3月 当社取締役生産グループ長 2010年4月 当社取締役稲美生産部長 2011年3月 当社常務取締役生産本部長兼稲美工場長 2015年1月 当社代表取締役社長 2021年3月 当社代表取締役会長 (現在に至る) | 35,000株 |
| | 取締役候補者とした理由 2015年より代表取締役社長に就任し、2021年より代表取締役会長として経営全般に関し監督しております。さらに、経営全般にかかる的確かつ迅速な意思決定ができ、当社の持続的な成長と企業価値向上の実現を図ることができるものと判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。 | | |
| 2 | つか もと ひろ やす 塚本浩康 (1975年8月5日生) | 2000年4月 当社入社 2012年4月 当社購買部長 2013年1月 当社稲美生産部長 2013年3月 当社取締役稲美生産部長 2015年1月 当社常務取締役経営企画部担当兼人事総務部担当兼品質保証部担当兼購買部担当 2017年1月 当社専務取締役経営企画部担当兼人事総務部担当兼品質保証部担当兼購買部担当 2018年1月 当社取締役副社長開発本部長 2019年3月 当社代表取締役副社長開発本部長 2021年1月 当社代表取締役副社長開発本部長兼事業開発部長 2021年3月 当社代表取締役社長 2023年3月 当社代表取締役社長兼CEO (現在に至る) | 80,622株 |
| | 取締役候補者とした理由 2013年取締役に就任し、2021年より代表取締役社長として豊富な経験と知見に基づき強いリーダーシップを発揮しております。さらに、構想力と経営戦略を実現していく実行力を有していることから、当社の持続的な成長と企業価値向上の実現を図ることができるものと判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。 | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|--|-----------------------------------|---|------------|
| 3 | なかむらゆきお 中村行男 (1961年8月15日生) | 1984年4月 当社入社 2009年4月 当社品質保証グループ長 2011年4月 当社生産管理部長 2015年1月 当社稲美生産部長 2015年3月 当社取締役生産本部副本部長兼稲美生産部長 2018年1月 当社取締役開発本部副本部長兼製品開発部長 2019年3月 当社常務取締役生産本部長兼神戸工場長兼稲美工場長 2021年3月 当社常務取締役生産開発統括本部長兼開発本部長兼神戸工場長 2023年1月 当社常務取締役生産本部長兼神戸工場長 2023年3月 当社取締役常務執行役員生産本部長兼神戸工場長 (現在に至る) | 12,000株 |
| 取締役候補者とした理由 当社において生産、開発、品質保証等の各部門の責任者として豊富な業務経験と知識を有しており、現在は神戸工場長として生産部門を統括しております。今後も当社の持続的な成長と企業価値向上の実現に貢献できるものと判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。 | | | |
| 4 | さいとうやすのり 斎藤保典 (1965年7月31日生) | 1988年4月 当社入社 2014年1月 当社関東北営業所長 2015年1月 当社名古屋支店長 2016年1月 当社東京支店長 2017年1月 当社家庭用営業部長 2017年3月 当社取締役家庭用営業部長 2018年1月 当社取締役営業本部副本部長兼家庭用営業部長 2019年1月 当社取締役営業本部副本部長兼家庭用営業部長兼菓子営業部長 2021年3月 当社常務取締役営業本部長 2023年3月 当社取締役常務執行役員営業本部長 2024年1月 当社取締役常務執行役員営業本部長兼マーケティング本部管掌 (現在に至る) | 11,000株 |
| 取締役候補者とした理由 当社において長年にわたり営業部門の責任者として豊富な業務経験と知識を有しており、営業部門の強化ならびに幅広い取引先との良好な関係を構築しております。当社および業界の業務に精通し、経営全般にかかる的確かつ迅速な意思決定ができる能力を有していると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|---|----------------------------------|---|------------|
| 5 | つかもとてつお 塚本哲夫 (1942年2月13日生) | 1964年4月 当社入社 1974年2月 当社取締役生産部長 1977年3月 当社常務取締役 1979年3月 当社取締役副社長 1981年3月 当社代表取締役副社長 1985年3月 当社代表取締役社長 2015年1月 当社代表取締役会長 2019年3月 当社取締役会長 2021年3月 当社取締役相談役 (現在に至る) [重要な兼職の状況] 塚本産業有限会社代表取締役社長 | 357,566株 |
| 取締役候補者とした理由 1985年より代表取締役社長、2015年より代表取締役会長を務め、多くの実績とともに企業価値向上に貢献してまいりました。現在は取締役相談役として適切な助言を行っております。業界における幅広い人脈と信頼および経営全般にかかると豊富な知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。 | | | |
| 6 | さとうようこ 佐藤容子 (1952年7月27日生) | 1991年4月 第二東京弁護士会登録 1997年4月 神戸弁護士会登録 1997年4月 佐藤法律事務所所属 (現在に至る) 2004年3月 当社監査役 2015年3月 当社取締役 (現在に至る) [重要な兼職の状況] 佐藤法律事務所所属弁護士 | 0株 |
| 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 弁護士として長年の経験を有しており、その専門的な見地から当社の法務、コンプライアンス強化のほか経営を取り巻く様々な環境変化などに対する的確な助言をいただき、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|--|------------------------------------|---|------------|
| 7 | さいとう たつや ※齋藤達也 (1973年2月3日生) | 1996年4月 三菱商事株式会社入社 2005年11月 泰MC商社会社(出向) 2010年6月 三菱商事株式会社農産ユニット 2016年4月 同社農産酪農部米・青果物チームリーダー 2021年5月 ウォーターセル株式会社代表取締役社長(出向) 2023年4月 三菱商事株式会社農産酪農部長 (現在に至る) [重要な兼職の状況] 三菱商事株式会社農産酪農部長 株式会社神明ホールディングス取締役 株式会社ミツハシ取締役 ウォーターセル株式会社取締役 株式会社サラダクラブ取締役 | 0株 |
| 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 総合商社での豊富な経験により、国内外の食糧・食品業界に関する幅広い情報と高い見識を有し、当社の経営体制強化のための確かな助言をいただき、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したため、新たに社外取締役候補者となりました。 | | | |
| 8 | にい やま ようこ ※新山陽子 (1952年1月1日生) | 2002年1月 京都大学大学院農学研究科教授 2017年3月 京都大学名誉教授 (現在に至る) 2017年4月 立命館大学経済学部教授 2018年4月 立命館大学食マネジメント学部教授 2020年8月 一般社団法人フードシステム研究所・京都代表理事 (現在に至る) [重要な兼職の状況] 一般社団法人フードシステム研究所・京都代表理事 京都大学名誉教授 | 0株 |
| 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 大学教授(農学、経済学)としての豊富な経験と高度な専門的知識や一般社団法人代表としての経験に加え人格、見識とも高く、客観的な立場から経営を監督し重要な意思決定ができるものと判断したため、新たに社外取締役候補者となりました。 | | | |

- (注) 1. ※は、新任取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 佐藤容子氏、齋藤達也氏および新山陽子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 佐藤容子氏は、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
5. 齋藤達也氏は、上記略歴のとおり、現在および過去10年間において、当社の特定関係事業者である三菱商事株式会社の業務執行者であります。
6. 当社は、佐藤容子氏との間で会社法第427条第1項の規定および当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、齋藤達也氏および新山陽子氏が選任された場合、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、佐藤容子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、新山陽子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、原案どおり選任された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者が、当社取締役に選任された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「3. 会社の役員に関する事項 (1)取締役の状況」に記載のとおりであります。また、次回契約更新時には、同内容での更新を予定しております。

招集通知およびコーポレートガバナンス報告書に記載のスキルマトリックスについて

第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会スキルマトリックスは以下のとおりとなります。

| 氏名 | 役職（予定） | 企業経営 | 財務・会計 | 法務・コンプライアンス・リスクマネジメント | 生産・技術開発 | 営業・マーケティング | 人事・労務・人材戦略 | サステナビリティ・ESG | グローバル |
|-------|--------------|------|-------|-----------------------|---------|------------|------------|--------------|-------|
| 三宅 宏和 | 代表取締役会長 | ● | ● | ● | ● | | | ● | |
| 塚本 浩康 | 代表取締役社長兼CEO | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 中村 行男 | 取締役常務執行役員 | | | | ● | ● | | ● | |
| 斎藤 保典 | 取締役常務執行役員 | | | | | ● | | | ● |
| 塚本 哲夫 | 取締役相談役 | ● | ● | ● | | | | | |
| 佐藤 容子 | 社外取締役 | | | ● | | | ● | | |
| 齋藤 達也 | 社外取締役 | ● | ● | | | ● | | | ● |
| 新山 陽子 | 社外取締役 | | | | | ● | | ● | |
| 國宗 勝彦 | 取締役（常勤監査等委員） | | ● | ● | | | | | |
| 今津 龍三 | 社外取締役（監査等委員） | ● | ● | | | ● | | | ● |
| 早川 芳夫 | 社外取締役（監査等委員） | | ● | | | | | | |

第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件

1. 提案の理由

当社は、2024年2月21日開催の当社取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)に規定されるものをいいます。）として、本総会において、株主の皆様にご承認いただくことを条件として、下記のとおり、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、ご承認をお願いするものであります。

2. 提案の内容

一 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量取得を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

二 本プランの目的及び内容等

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、上記一に記載した基本方針に沿うものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の大量取得を抑止するために、当社株式に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するため、また、株主の皆様がかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

2. 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記目的を実現するために必要な手続を定めています。

また、買収者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社株主総会又は取締役会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています。

買収者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令及び当社定款の下で取り得る合理的な施策を実施します。

本プランに従って本新株予約権（下記3. (1)「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。以下同じとします。）の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の当社取締役会の判断につきましては、取締役の恣意的判断を排するため、独立性を有する当社社外取締役、弁護士・会計士等の専門家、社外有識者から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとともに、本プランに従い新株予約権の無償割当てを実施する場合には、原則として、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することとしております。

更に、こうした手続の過程につきましては、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

3. 本プランの内容

(1) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①から③までのいずれかに該当する行為又はこれらに類似する行為（これらの提案（注1）を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等（注2）について、保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付け（注6）を行う者の株券等所有割合（注7）及びその特別関係者（注8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(i)当社の株券等の取得をしようとする者又はその共同保有者（注9）若しくは特別関係者（以下、本③において「株券等取得者等」といいます。）が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注10）を樹立する行為（注11）であって、(ii)当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような行為

買付等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権（その主な内容は下記(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての不実施に関する決議を行い、又は当社株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に係る議案が否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとし、

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、

本プランの手續を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名又は記名押印のなされたものとし、また、条件又は留保等は付されてはならないものとし、）及び当該署名又は記名押印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限るものとし、

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等には、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議事項、決議要件等につきましては、別紙1「独立委員会規則の概要」、本プラン導入時の独立委員会の委員の略歴等につきましては、別紙2「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。

また、当社取締役会及び独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜合理的な回答期限（60日間を上限とします。）を定め、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会及び独立委員会双方に追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び買付者等を被支配法人等（注12）とする者の特別関係者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経歴、属性、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）（注13）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価額の算定根拠の詳細
- ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意の内容及び買付者等による当社の株券等の過去における取得又は処分に関する情報

- ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥ 買付等に関する第三者との間における意思連絡の有無及びその内容
- ⑦ 買付等の後における当社の経営方針、経営体制、事業計画、資本政策、配当政策及び資産運用方針
- ⑧ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社の従業員、取引先、お客様その他の当社に係るステークホルダー等に対する対応方針
- ⑨ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑩ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑪ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び当社取締役会又は独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会検討期間（下記②「独立委員会による検討等」に定義されます。）の範囲内で独立委員会が適宜設定する回答期限までの間（以下「取締役会検討期間」といいます。）、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供できるよう要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等からの情報等（追加的に提供を要求したものを含みます。）の提供がなされたと認めた場合、かかる情報等の全てを受領した日から60日（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日（その他の買付等の場合）が経過するまでの間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。

独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報の提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案（もしあれば）の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、原則として30日を超えないものとします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

(e) 独立委員会の勧告等

独立委員会は、上記の手続を踏まえ、買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由（以下「発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合には、引き続き買付者等より情報提供を受け、又は買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当て等を実施するに際し、事前又は事後に株主の意思を確認すべき旨の留保を付すことができるものとします。ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償で取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後に買付者等が買付等を中止・撤回し、買付等が存しなくなった場合（注14）
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により発動事由が存しなくなった場合

他方、独立委員会は、買付等について、発動事由に該当しないと判断した場合は、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行わないものとします。ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告を行わない場合であっても、後日、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(f) 株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、（Ⅰ）本新株予約権の無償割当ての実施をする場合、又は（Ⅱ）独立委員会が、買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合には、原則として（注15）、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます（注16）。）を招集し、株主の皆様の意思を確認することとします（注17）。

(g) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記(f)に基づき株主意思確認総会が開催された場合には、当該株主意思確認総会の決議に従い取締役会決議を行うものとし、他方、独立委員会から上記(e)に従って勧告を受けた場合であって、株主意思確認総会が開催されない場合には、当該勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとし、

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用される法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、並びに独立委員会検討期間の延長が行われた事実、その期間及び理由を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、下記の要件の該当性につきましては、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

記

以下の要件のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 本プランに定められた手続に従わない買付等である場合（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）
- (b) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買占め、その株券等について当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の上に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にせず、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）を含む、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等その他当社の企業価値ひいては株主共同の利益を侵害する重大なおそれがあると認められる買付等である場合
- (d) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (e) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先、地域社会その他のステークホルダーとの関係を損なうこと等により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付け等である場合
- (f) 買付者等の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、買収者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

- (a) 本新株予約権の数
本新株予約権の無償割当てに関する当社株主総会決議又は当社取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。
- (b) 割当対象株主
割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。
- (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
- (d) 本新株予約権の目的である株式の数
本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」につきましては、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1か月間から6か月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ) 買付者等、(Ⅱ) 買付者等の共同保有者、(Ⅲ) 買付者等の特別関係者、(Ⅳ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅲ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者（その共同保有者・特別関係者を含みます。）又は(Ⅴ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者の関連者（注18）（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として、本新株予約権を行使することができません。

なお、当社取締役会は、ある者が非適格者に該当するかを判断するにあたり（注19）、独立委員会の意見を聴取し、独立委員会の判断を最大限尊重するものとします。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に従うことを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。更に、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得につきましては、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、本新株予約権無償割当て決議で定めるところに従い、本新株予約権全てを無償で取得することができるものとします。

- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち、当該取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとします。
また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。
- ③ 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降の日で当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者が有する本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使が原則として認められないとされているもの（注 20）を対価として交付することができます。その他、当該新株予約権の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において定めるものとします。
- ④ その他の取得に関する事項につきましては、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
- (j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
- (k) 新株予約権証券の発行
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。
- (l) その他
上記に定めるほか、本新株予約権の内容につきましては、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(4) 本プランの導入手続

本プランは、株主の皆様の意思を反映するため、本定時株主総会において、本プランの導入に関する議案について株主の皆様のご承認をいただくことを条件として導入されるものです。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本総会終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、その有効期間の満了前

であっても当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関連する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設若しくは改廃が行われ、かかる新設若しくは改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項につき、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2024年2月21日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入にあたって株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入にあたっては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんが、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社株主総会又は当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当対象株主の皆様に対し、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償で割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記3. (1)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権全てを無償で取得する場合があります。これらの場合には、当

社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じること前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、当社株式の割当対象株主の皆様の口座への振替に必要な情報等の必要事項並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとし、）その他の書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出したうえ、原則として、本新株予約権1個当たり1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を所定の方法により払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記3. (3) 「本新株予約権の無償割当ての概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとし、

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

ただし、当社は、下記(c)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに、当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することとなります。

ただし、この場合、かかる株主の皆様には、別途、当社株式の割当対象株主の皆様のお口座への振替に必要な情報をご提供いただくほか、ご自身が非適格者でな

いこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

三 本プランの合理性

1. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、又は当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

2. 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、本プランは、経済産業省が2023年8月31日に発表した企業買収における行動指針で示された買収への対応方針・対抗措置に関する考え方を踏まえた内容となっております。

3. 事前開示・株主意思の重視

当社は、当社の支配権の移動に伴う手続の透明性を確保し、株主の皆様や将来の買収者が本プランの内容を踏まえ、投資に関する意思決定を慎重に行うことを可能にする等、株主の皆様や将来の買収者の予見可能性を高め、適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示させていただいております。

また、上記二3.(4)「本プランの導入手続」に記載したとおり、本プランの導入は、本総会において、本プランの導入に関する議案について株主の皆様のご承認が得られることを条件として行われます。

更に、当社取締役会は、原則として本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとしています。

加えて、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、当該決議に従い、本プランは廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

4. 独立性を有する社外者等の判断の重視及び第三者専門家等の意見の取得

本プランの発動等には、独立性を有する当社社外取締役、弁護士・会計士等の専門家、社外有識者から構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

また、独立委員会は、当社の費用で、専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記二3.(1)「本プランの発動に係る手続」(e)及び上記二3.(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

6. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年ですが、監査等委員である取締役の任期は会社法の規制に基づくものであり、いわゆる期差任期制は採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(注1) 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

(注8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

(注9) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

(注10) 「当該株券等取得者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が存するか否かの判定は、現在又は過去の資本関係（共同支配の関係を含みます。）、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に

関する実質的な利害関係等や、当該株券等取得者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとし、

- (注11) 本文③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の判断を尊重し合理的に行うものとし、
- なお、当社取締役会は、本文③所定の要件に該当するか否かの判定に必要な範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めています。
- (注12) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
- (注13) 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。
- (注14) 例えば、既に開始している買付等を中止・撤回（買付等が公開買付けの方法により実施されている場合には、公開買付けの撤回の公告（金融商品取引法第27条の11第2項本文）がなされることを要します。）をした上で、①一定の期間、買付等を実施しないこと、②一定の期間内に株券等保有割合を一定の割合まで減少させること、③一定の期間、臨時株主総会招集請求権を行使しないこと等を誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する場合があります。
- (注15) 例えば、買付者等が、本プランに定められた手続を遵守せずに買付等を実行しようとする場合には、株主総会を開催する時間が存しないこと及び株主の皆様が買付等の是非を判断するために必要な情報を確保することができないことから、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、株主意思確認総会を経ることなく、新株予約権の無償割当てを実施することがあります。
- (注16) 会社法第295条に規定される決議事項を決議する会社法上の株主総会に限らず、同条に規定される決議事項以外の事項について勧告的決議を行う場合も含めて「株主意思確認総会」と記載しております。また、株主意思確認総会は、本新株予約権の無償割当ての実施に係る取締役会決議後、本新株予約権の無償割当ての効力発生日前に開催されるものを含みます。
- (注17) 株主意思確認総会においては、原則として普通決議により株主の皆様意思を確認することとしますが、買付等の目的、方法及び内容並びに買付者等と一般株主の間における利益相反の可能性を含む諸般の事情を総合的に勘案して、買付者等及び独立委員会が当該議案との関係で買付者等と特別の利害関係を有すると認める者（以下「買付者等特別利害関係者」といいます。）を、その承認可決要件の計算から除外して取り扱うことがあります。
- (注18) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）又はその者と実質的に共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。
- (注19) ただし、その者が当社の株券等取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、非適格者に該当しないものとし、
- (注20) ただし、一定の場合には、非適格者による当該新株予約権の行使が認められる旨の条件を付すことがあります。具体的には、買付者等が、既に開始している買付等を中止・撤回（買付等が公開買付けの方法により実施されている場合には、公開買付けの撤回の公告（金融商品取引法第27条の11第2項本文）がなされることを要します。）をした上で、①買付等を一定の期間実施しないこと、②一定の期間内に株券等保有割合を一定の割合まで減少させること、③一定の期間、臨時株主総会招集請求権を行使しないこと等を誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する場合には、かかる買付者等その他の非適格者は、その保有する当該新株予約権につき、一定の割合の範囲内に限り行使することができること等が定められることがあります。

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、独立性のある(i)当社社外取締役、(ii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務若しくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社の社外取締役であった独立委員会委員が、取締役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告することができる。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決議を速やかに行う（ただし、株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ④ 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ⑤ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ⑥ 買付者等との間の協議・交渉
 - ⑦ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑧ 独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑨ 株主意思確認総会招集の要否及びその目的の決定
 - ⑩ 買付者等特別利害関係者の判断
 - ⑪ 本プランの修正又は変更に係る承認
 - ⑫ 非適格者の該当性の判断
 - ⑬ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑭ 当社取締役会が別途独立委員会に諮問し、又は別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、執行役員、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の過半数が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。）し、その過半数をもってこれを行う。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

独立委員会委員略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

佐藤 容子（さとう ようこ）

【略 歴】

1991年 4 月 第二東京弁護士会登録
1997年 4 月 神戸弁護士会登録
1997年 4 月 佐藤法律事務所所属
 （現在に至る）
2004年 3 月 当社監査役
2015年 3 月 当社取締役
 （現在に至る）

同氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

今津 龍三（いまづ りゅうぞう）

【略 歴】

1980年 4 月 今津株式会社入社
1997年 1 月 同社代表取締役社長
 （現在に至る）
1998年 3 月 当社監査役
2023年 3 月 当社取締役（監査等委員）
 （現在に至る）

同氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

早川 芳夫 (はやかわ よしお)

【略 歴】

| | |
|----------|---------------------------------|
| 1980年10月 | 昭和監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所 |
| 1985年 3月 | 公認会計士登録 |
| 2005年 5月 | 新日本監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 代表社員 |
| 2011年 6月 | 新日本有限責任監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 退所 |
| 2011年 7月 | 早川会計事務所代表 (現在に至る) |
| 2011年12月 | 税理士登録 |
| 2015年 3月 | 当社監査役 |
| 2023年 3月 | 当社取締役 (監査等委員) (現在に至る) |

同氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

以 上

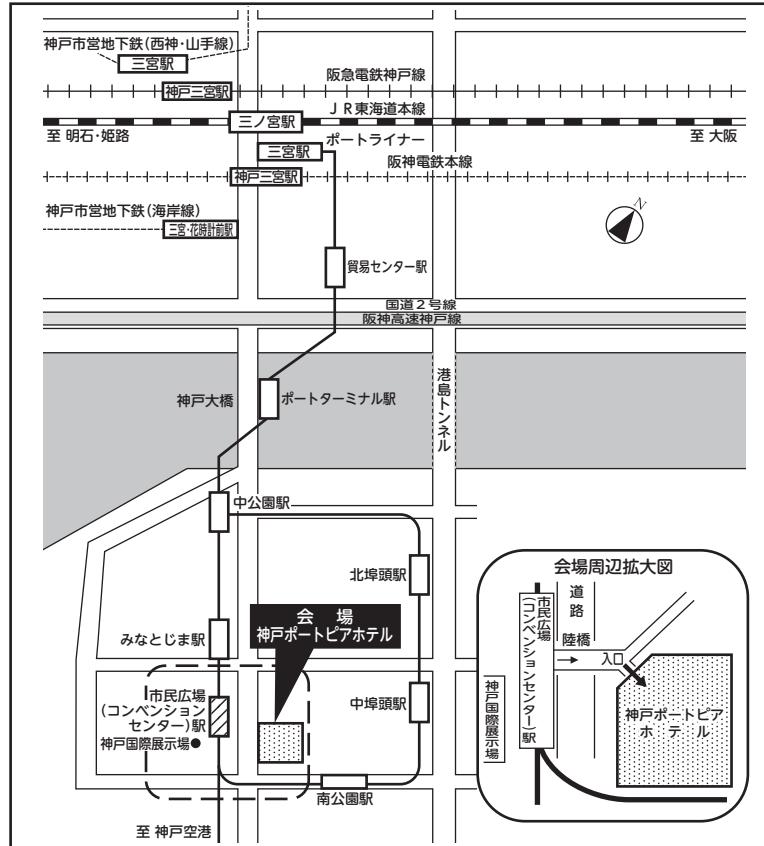
事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主総会会場ご案内図



会場 神戸市中央区港島中町六丁目10番1号
 神戸ポートピアホテル 南館1階大輪田の間
 TEL: (078) 302-1111 (代表)

最寄り駅 神戸新交通ポートライナー「市民広場 (コンベンションセンター)」駅下車、
 東へ徒歩約5分
 ポートライナー「三宮」駅から、所要約10分。
 * <北埠頭方面行>、<中埠頭方面行>、<神戸空港方面行>のいずれにご乗車されても「市民広場 (コンベンションセンター)」駅で下車できます。

ご来場の株主様にお配りしておりましたお土産は廃止させていただきました。
 何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

開催、運営に関して大きな変化が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.qbb.co.jp/>) にてお知らせいたします。

UD FONT
 見やすいユニバーサルデザイン
 フォントを採用しています。

FSC
 ミックス
 証 | 責任ある森林
 管理を支えています
 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK